(平成二十四年七月十日公布)

山口県条例第三十七号

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

目次

第一章 総則(第一条·第二条)

第二章 指定介護老人福祉施設 (第三条—第十六条)

第三章 ユニット型指定介護老人福祉施設 (第十七条—第十九条)

第四章 雑則 (第二十条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 六条の二第四項において準用する場合を含む。)並びに第八十八条第一項及び第二項の規定に基づき、指定介護老 人福祉施設の人員、 この条例は、介護保険法 設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。 (平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。) 第八十六条第一項 (法第八十

(指定介護老人福祉施設の指定)

第二条 について準用する場合を含む。)の条例で定める数は、三十人以上とする。 指定介護老人福祉施設の指定に係る法第八十六条第一項 (法第八十六条の二第四項の規定により指定の更新

第二章 指定介護老人福祉施設

(一般原則)

護その他の日常生活上の世話、 は、 に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指さなければならない。 施設サービス計画に基づき、 指定介護老人福祉施設 (次章に規定するユニット型指定介護老人福祉施設を除く。以下この章において同じ。) 機能訓練、 可能な限り、 健康管理及び療養上の世話を行うことにより、 居宅における生活への復帰を考慮して、 入浴、 入所者がその有する能力 排せつ、 食事等の介

- 2 スを提供するよう努めなければならない。 指定介護老人福祉施設は、 入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って指定介護福祉施設サービ
- 3 町村 下同じ。)、 (居宅介護支援事業を行う者をいう。 指定介護老人福祉施設は、 (法第三条第一項の規定により介護保険を行う市町村及び特別区をいう。 他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めな 明るく家庭的な環境において、 以下同じ。)、居宅サービス事業者 地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、 (居宅サービス事業を行う者をいう。 以下同じ。)、 居宅介護支援事業者 以 市

(従業者)

け

ればならない。

第四条 介護老人福祉施設にあっては、 指定介護老人福祉 機能訓 練指導員及び介護支援専門員を置かなければならない。 施設には、 他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設 規則で定める員数の医師、 生活相談員、 ただし、 介護職員又は看護師若しくは准 入所定員が四十人を超えない指定

0 効果的な運営を期待することができる場合であって、 入所者の処遇に支障がないときは、 栄養士を置かないこと

- 2 前項に規定する従業者に関し必要な基準は、
- 3 だし、 指定介護老人福祉施設の従業者は、 入所者の処遇に支障がない場合は、 専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。 規則で定める従業者を除き、 この限りでない。 た

規則で定める。

4 機能訓練指導員は、 日常生活を営むために必要な機能を改善し、 又はその減退を防止するための訓練を行う能力

(管理者)

を有すると認められる者でなければならない。

第五条 らない。 は規則で定める施設の職務に従事することができる。 指定介護老人福祉施設の管理者は、 ただし、当該指定介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、 専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければな 同一敷地内にある他の事業所、 施設等又

(設備)

- 整備状況その他の状況を勘案し、 指定介護老人福祉施設の居室の一室の定員は、一人とする。ただし、 知事が特に認める場合は、四人以下とすることができる。 地域における指定介護老人福祉施設の
- 2 設備その他の非常災害に対する必要な設備は、 指定介護老人福祉施設の居室、 ただし、 入所者の処遇に支障がない場合は、 静養室、 浴室、 専ら当該指定介護老人福祉施設の用に供するものでなければならな この限りでない。 洗面設備、 便所、 医務室、 食堂及び機能訓練室、 廊下並びに消火
- 3 前項に規定する設備に関し必要な基準は、規則で定める。

(非常災害対策)

2 第七条 者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、これらの体制について定期的に従業者及び入所者等に周知するとと ための体制及び避難の方法等を定めた防災計画 地域の環境及び入所者の特性等に応じて、 指定介護老人福祉施設は、 指定介護老人福祉施設は、 施設内防災計画に基づき、 消火器、 地震、 非常口その他の非常災害に対する必要な設備を設けるとともに、 (以下「施設内防災計画」という。) を策定しなければならない。 風水害、 非常災害時の関係機関への通報及び連絡 火災その他の災害が発生した場合における安全の 0 体制並びに入所 周辺の 確保 \mathcal{O}

3 指定介護老人福祉施設は、 市町等との連携協力体制を整備しなければならない。 非常災害に備えるため、これに対する不断の注意と訓練をするよう努めなければなら

ない。

もに、

4 前 項の訓練のうち、 避難及び消火の訓練は、 定期的に行わなければならない。

指定介護老人福祉施設は、 前二項の訓練の結果に基づき、 施設内防災計画の検証及び必要な見直しを行わなけれ

ばならない。

5

(指定介護福祉施設サービスの提供

第八条 おいてこれを受けることが困難な者に対し、 指定介護老人福祉施設は、 身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、 指定介護福祉施設サービスの提供を行うものとする。 かつ、居宅に

(重要事項 の説明等

第九条 はその家族に対し、 指定介護老人福祉施設は、 運営規程の概要、 指定介護福祉施設サー 従業者の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認めら ビスの提供の開始に際しては、 あらかじめ、 入所申込者又

れる重要事項を記載した書面の交付等をして説明を行い、 当該指定介護福祉施設サービスの提供の開始について入

所申込者の同意を得なければならない。

(提供拒否の禁止)

第十条 指定介護老人福祉施設は、 正当な理由がなく、 指定介護福祉施設サービスの提供を拒んではならない。

(健康管理)

第十一条 指定介護老人福祉施設は、 入所者の健康状態に注意を払うとともに、 健康保持のために適切な措置を講じ

(衛生管理等)

なければならない。

第十二条 指定介護老人福祉施設は、 入所者の使用する設備及び飲用に供する水について、 衛生的な管理に努め、 又

は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 なければならない。 指定介護老人福祉施設は、 感染症又は食中毒の発生を予防し、 又はそのまん延を防止するため必要な措置を講じ

(身体的拘束等の禁止)

第十三条 ない。 を除き、 身体の自由の拘束その他入所者の行動を制限する行為 指定介護老人福祉施設は、 入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合 (以下「身体的拘束等」という。) を行ってはなら

2 緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 指定介護老人福祉施設は、 身体的拘束等を行う場合は、 その態様及び時間、 その際の入所者の心身の状況並びに

(秘密を守る義務)

第十四条 指定介護老人福祉施設の従業者又は従業者であった者は、 正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘

密を漏らしてはならない。

2 指定介護老人福祉施設は、従業者又は従業者であった者が、 正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を

漏らすことがないよう必要な処置を講じなければならない。

(苦情の処理)

第十五条 指定介護老人福祉施設は、 入所者又はその家族からの苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な措置を講

じなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、 前項の苦情を受け付けた場合は、 当該苦情の内容等を記録しなければならない。

(事故の防止等)

第十六条 指定介護老人福祉施設は、 事故の発生又は再発を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 かに市町村及び当該入所者の家族等に連絡を行うとともに、 指定介護老人福祉施設は、 入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、 必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、 記録しなければならない。

第三章 ユニット型指定介護老人福祉施設

(一般原則)

第十七条 生活 祉施設をいう。以下同じ。)は、 所 同 ユ ニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。 生活室 (以下「ユニット」という。) ごとに入居者の日常生活が営まれ、 ニット型指定介護老人福祉施設は、 の復帰を考慮して、 ユニット型指定介護老人福祉施設 (当該居室の入居者が交流し、 入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、 入居者の意思及び人格を尊重し、 共同で日常生活を営むための場所をいう。)により一体的に構成される場 地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、 (施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共 施設サービス計画に基づき、 これに対する支援が行われる指定介護老人福 市町村、 その居宅における 居宅介護支援

(設備

接な連携に努めなければならない。

2

事業者、

居宅サービス事業者、

他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密

施設サー ビスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。 ユニット型指定介護老人福祉施設の居室の一室の定員は、一人とする。ただし、入居者への指定介護福祉

- 2 専ら当 ニット型指定介護老人福祉施設の浴室、 祉 該ユニット型指定介護老人福祉施設の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に対する指定介 ビスの提供に支障がない場合は、 医務室、 この限りでない。 廊下及び消火設備その他の非常災害に対する必要な設備は、
- 3 ユニット及び前項に規定する設備に関し必要な基準は、 規則で定める。

準用

福

施設サー

第十九条 前章 (第三条及び第六条を除く。) の規定は、 ユ ニット型指定介護老人福祉施設について準用する。

第四章 雑則

(規則への委任)

第二十条 この条例に定めるもののほか、 指定介護老人福祉施設の運営に関する必要な基準は、 規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十四年十月一日から施行する。

(指定介護老人福祉施設の設備に関する経過措置)

2 以後に増築され、 この条例の施行の際現に存する指定介護老人福祉施設 又は改築された部分を除く。)についての第六条第一項本文の規定の適用については、 0 建物 (この条例の施行の 日 以下 「施行日」という。) 同項本文

中「一人」とあるのは、「四人以下」とする。

3 定の適用については、 あって、この条例の施行の際現に指定介護老人福祉施設の用に供されているものについての第六条第一項本文の規 定する特別養護老人ホームをいう。 律第百二十四号)第二十条の規定による改正前の老人福祉法 前項の規定にかかわらず、 同項本文中「一人」とあるのは、 平成十二年四月一日前に存する特別養護老人ホーム 以下同じ。)の建物 「原則として四人」とする。 (同日以後に増築され、又は改築された部分を除く。) で (昭和三十八年法律第百三十三号) (介護保険法施行法 第二十条の五に規 (平成九年法

についての第六条第一項本文の規定の適用については、 又は改築された部分を除く。) 前 二項の規定にかかわらず、昭和六十二年三月九日前に存する特別養護老人ホームの建物 であって、この条例の施行の際現に指定介護老人福祉施設の用に供されているもの 同項本文中「一人」とあるのは、 「八人」とする。 (同日以後に増築され、

4

- (ユニット型指定介護老人福祉施設でないものとみなされるものに関する経過措
- 5 十号) 設が同章に規定する基準を満たし、 とみなされる指定介護老人福祉施設については、 指定介護老人福祉施設の人員、 附則第四条第一項の規定により指定介護老人福祉施設であってユニット型指定介護老人福祉施設でないもの 設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令 その旨を知事に申し出た場合は、 第三章の規定は、 適用しない。ただし、 この限りでない。 (平成十五年厚生労働省令第三 当該指定介護老人福祉施
- (一部ユニット型指定介護老人福祉施設に関する経過措置)
- 6 介護老人福祉施設 省令第百六号) 0 更新までの間は、 指定居宅サービス等の事業の人員、 附則第三条第一 (以 下 次項から附則第九項までの規定によることができる。 $\overline{}$ 部ユニット型指定介護老人福祉施設」という。)については、 項の規定によりなお従前の例によることができることとされる一 設備及び運営に関する基準等の一 部を改正する省令 (平成二十三年厚生労働 施行日以後最初の指定 部ユニット型指定
- 7 に定めるところによる。 支援が行われる部分(以下「ユニット部分」という。) 部ユニット型指定介護老人福祉施設の一般原則は、 にあっては第十七条に、それ以外の部分にあっては第三条 ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、 これに対する
- 8 設サービスの提供及びそれ以外の部分の入所者の処遇に支障がないときは、それぞれ一の設備をもって、 部分及びそれ以外の部分に共通の設備とすることができる。 は第六条に定めるところによる。 部ユニット型指定介護老人福祉施設の設備は、 ただし、 浴室及び医務室については、 ユニット部分にあっては第十八条に、それ以外の部分にあって ユニット部分の入居者への指定介護福祉 ユニット 施
- 9 第二章 (第三条及び第六条を除く。) の規定は、 一部ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。